

第 1 号議案 2024 年度事業報告

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

1. 概要

1999 年 3 月に対人地雷全面禁止条約(オタワ条約)が発効して 25 年になる節目の年となった 2024 年は、依然として続くロシア・ウクライナ紛争の影響で、これまでオタワ条約加盟国が築き上げてきた規範力を揺るがす事態が続出した。

米バイデン政権は、米国がこれまで条約未加盟ながらも維持してきた地雷の移転禁止政策を撤回し、ウクライナへの供与を決定した。これに対して地雷禁止国際キャンペーン/クラスター兵器連合(ICBL-CMC)は、条約加盟国であるウクライナが加盟国としての義務を守り、これを拒否するよう求め続けている。また、同じくウクライナ情勢を受け、隣国のフィンランド国内では条約からの離脱について、議論が活発に取り交わされている。未加盟国から加盟国への地雷供与や条約からの離脱ケースは過去 25 年になかったことであり、条約の規範力を維持するうえで極めて重要な局面に遭遇した年となった。

現在、ポーランドやバルト三国でもオタワ条約離脱が議論されており、EU 諸国が全て条約加盟国である状態を維持するために、欧州各地のキャンペーン団体を中心にこれらの国々に対して条約に踏みとどまるよう積極的な働きかけが続いている。

一方、クラスター爆弾禁止条約(オスロ条約)についても加盟国は横ばい状態が続いており、引き続き普遍化の努力が求められている中、ロシアと国境を接するリトアニアがオスロ条約からの離脱を決定し、条約発効以来初の離脱ケースとなった。これ以上の離脱を防ぐためにも、クラスター爆弾の非人道性に対する一層の関心喚起が求められている。

地雷による犠牲者数の増加傾向は変わらず、2024 年に発表されたランドマインモニター報告書では、国軍と民族武装組織との戦闘が続くミャンマーの犠牲者が 1000 人を超え、世界で最も多くの犠牲者を出した国となった。地方山間部には現在も多くの避難民がおり、こうした人々の生活支援と地雷犠牲者の支援のニーズは依然として高い。

2. 事業の実施に関する事項

1)地雷/クラスター爆弾の禁止を実現するために、オタワ条約及びオスロ条約未参加国に対して早期参加の働きかけを行う事業

計画 ICBL/CMC (地雷禁止国際キャンペーン/クラスター兵器連合) との連携キャンペーン

1. ロシア軍の侵攻を受けているウクライナの要請で米国がクラスター爆弾を供与している件に関して、即時停止を求めていくとともに、双方に対してクラスター爆弾禁止条約に早期加盟することを求めていく。
2. オタワ条約については、11 月にカンボジアで開催される第 5 回運用検討会議に向けて、特にアジア・太平洋地域で未批准の国に焦点を当て、加盟国を増やすことに注力する。
3. 今年度、韓国で開催が予定されている第 3 回アジアプラットフォームに参加し、朝鮮半島、ミャンマーも含め、アジア地域の課題に対する行動計画を策定する。

報告

1. 2024 年 4 月に岸田総理あてに、ウクライナに 5 度目のクラスター爆弾供与を実施した米国に対する政策変更、米国・ウクライナ双方に早期の条約加盟を求める書簡を提出するとともに、メディア向けのプレスリリースを発出した。また、12 月にはウクライナへの地雷供与を決定した米バイデン政権に対して、政策変更を求める ICBL/CMC の共同声明を発表した。
2. 2024 年 11 月に開催されたオタワ条約第 5 回再検討会議に参加し、ICBL/CMC のメンバーと共に米国の地雷供与政策の撤回を求めるアクションや、各国代表団に対して地雷の移転政策を非難する声明への賛同を求めた。また、ウクライナ代表団に対しても、条約に残り義務を果たしていくことを強く求めた。
3. アジア・プラットフォーム会議は今年も開催が見送られた。

2)ICBL/CMC 傘下の NGO と協力して地雷/クラスター爆弾対策を進める事業

計画

1. 11 月に開催されるオタワ条約第 5 回運用検討会議の準備過程で、外務省の担当部署との対話を重ね、地雷対策支援に比べ、極端に割合の少ない犠牲者支援の増額を目指す。
2. 韓国で成立した対人地雷の除去に関する法律の実施に向けて、日本政府からも協力できる点などについて必要な協議を行う。

報告

1. 11 月 15 日からカンボジアのシェムリアップで開催されたオタワ条約第 5 回再検討会議に参加し、外務政務官、審議官、ジュネーブ軍縮代表部の大使らと接見し、地雷対策関連の機材支援に偏重していることへの疑問を伝えるとともに、犠牲者支援に一層の配慮が必要であることを伝えた。また、米政府がウクライナに対して対人地雷を供与した件について、ウクライナ代表団に条約締約国として遵守の姿勢を維持することを求める声明と、米政府に供与中止を求めるデモンストレーションを行い、世界中のメディアに取り上げられた。
2. この件について、韓国地雷対策会議（KCBL）の趙代表から韓国が国際地雷対策基準に沿った地雷対策の準備を進めていること伺うことができたが、日本政府と協議することはなかった。

3) アジアでの地雷サバイバー支援

計画

今年度も、ミャンマーのカヤー州、シャン州における地雷犠牲者、国内避難民支援を現地 NGO、DKK（Dove KK）を通じて実施する。支援規模は昨年同様 150 万円を目指す。

具体的な支援内容は以下の通り；

- 1) 国内避難民に対する医療支援
- 2) 地雷犠牲者に対する療養及びリハビリ支援及び社会復帰のためのサポート
- 3) 子ども向けの地雷回避教育教材の制作

事業の進捗状況については、昨年同様タイとミャンマーの国境に近い町で現地スタッフと合流し確認する予定。またクラウドファンディングに挑戦し、目標額を集めるよう努力する。

報告

2024 年 6 月から約 40 日間に渡りクラウドファンディングを実施し、約 140 万円を集めることができた。これに自己資金を加え、今年度も 1 万ドルの支援を DKK に対して行った。依然として送金ができない中、9 月にバンコクにて DKK のメンバーと合流し、資金を手渡すとともに、事業計画についての最終確認を行なった。2025 年 2 月にはタイのチェンマイにて再び DKK のメンバーと合流し、事業の成果を確認した。避難民に対する生活支援や医療支援は予定通り実施され、10 月に起きた洪水被害に対しても一定の支援ができたことが確認された。また、地雷の犠牲者については今年度は 12 名の生存者に対して小規模な経済支援を行い、それぞれの社会復帰の道を拓くきっかけとなった。子どもの犠牲者が増加している中、今年度特に力を入れた地雷の危険回避教育の教材制作と講習会の実施については、乾期攻勢が始まる 11 月の前に危険を知らせるポスターなどの教材作りを終え、集落の目立つところに掲示することができた。また危険回避講習会の開催に際しては、インレイ湖周辺の他民族女性グループであるインレイ女性同盟の協力を得て、ビルマ語を話さない少数民族に対しても講習が行われるような配慮がみられたことは大きな成果と言える。

4) クラスター爆弾への投資禁止キャンペーン「私のお金、私の責任：貯金・年金・クラスター爆弾」

計画

引き続き、米国のクラスター爆弾製造企業・テキストロン社の株式を保有している政府年金運用機構（GPIF）に対して、同機構が定める ESG に準じた運用規定に基づいた運用方針に沿う形で、テキストロン社との取引を停止するよう求めていく。

報告 2024 年 12 月に日経ビジネス誌の専門記者が「ビジネスと人権の危うい関係」と題した記事の掲載に際して JCBL にもコメントを求められた。GPIF の投資構造にも深く切り込んでおり、戦争と金融の関係を広く一般に知ってもらいたい機会となった。

5) 地雷・クラスター爆弾の問題について日本国内において周知させるための各種啓発事業

計画 ①情報発信

「JCBL ニュースレター」を遅滞なく発行すること、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用した情報発信を行なうとともに、タイムリーなプレスリリースを発行する。

ミャンマー支援のためのクラウドファンディング実施に伴う発信に注力する。

②ZOOM などのサービスを利用したオンラインセミナーや報告会などの企画。

ミャンマーの山間地で避難生活を送る人々の様子や地雷による被害状況など JCBL が持つ独自の情報を適宜発信し、関心喚起と支援者獲得を目指す。形態としては、ZOOM によるオンラインセミナーや対面での参加も可能なハイブリッド方式を選択する。

③講師派遣

要請に応じて講師を派遣し、地雷問題、クラスター問題、そして核兵器禁止条約を含む人道的軍縮に対する関心を高めるべく、対面・オンラインでの講義/講演を行い、関心層を増やすとともに次世代の活動の担い手を育成する。

報告

1. 情報発信：オタワ条約、オスロ条約の締約国会議の報告、ミャンマー情勢などを盛り込んだニュースレターを予定通り 2 回発行することができた。
また、主にメディア向けに、ウクライナ情勢に絡む米バイデン政権による地雷供与問題や、クラスター爆弾禁止条約からリトアニアが離脱することに対する抗議の声明を出した他、ミャンマー情勢の平和的な解決を国連事務総長及び国連総会に求める国際連帯書簡に賛同署名をした。
2. 24 年 7 月にメコン・ウォッチの木口事務局長を招き「ミャンマーの紛争とわたしたちのお金」と題したオンラインセミナーを開催した。また、11 月には、オタワ条約発効 25 周年を記念して、代表理事の清水がオタワ条約再検討会議の結果を踏まえたオンラインセミナー「危機に直面するオタワ条約」を開催した。
3. 東京都内や山梨県などの小・中学校、大学からの講師依頼を受け、主に代表理事の清水が講演をした。（山梨県長坂中学校、若草小学校、私立三輪学園中等部、岩手県立大学等）

6) 組織運営

① 理事会／運営会議

理事会を、2024 年 5 月 18 日、7 月 1 日、9 月 15 日、12 月 15 日、2025 年 3 月 22 日の計 5 回実施した。

運営会議を、2024 年 4 月 27 日、7 月 14 日、10 月 19 日、2025 年 1 月 19 日、2 月 23 日の計 5 回実施した。

年次会員総会を 2024 年 6 月 19 日に実施した。

② 役員

（理 事）清水俊弘（代表）、目加田説子（副代表）、内海（斎藤）句子、上沼美由紀、七條孝司、
渡辺美緒貴

（監 事）山口誠史、廣田尚久

③ 会員

団体正会員： 9

団体賛助会員： 1

個人正会員： 56 人

個人賛助会員： 66 人（2025 年 3 月 31 日現在）